

平成19年度 事業報告書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

概 況 報 告

1. 総務・組織活動の展開

平成19年5月30日「ティアラこうとう」において第13回通常総会を開催。

総務・組織委員会に付託されている重要課題を順次に慎重審議し、現在第1支部、第2支部という名称を会員皆様に理解と親しみを感じてもらえる漢字・ひらがな等の名称に変更作業を行い、第7支部と第15支部と第16支部が併合し「扇橋川南支部」に、第12支部と第13支部が併合し、「森下支部」に名称変更した。

それと同時にメール便にて会報配布を受けている会員に対し、地区役員が会報を配布することによって、会財政の節約と支部活性化に繋がると確信する。

青色申告会会費・青色共済会費を地区役員が現金での集金をやめて、原則口座引落の推進と周知徹底を行った。

青色コーナーの設置は、本年は2月18日から3月17日まで実施。（開庁日の2月24日、3月2日の両日日曜日開設）

取りまく環境が厳しい中、入会勧奨運動を役職員延52名で70名の新入会会員を獲得した。（昨年度は97名）

2. 指導・税制活動の展開

国が計画する記帳指導の「集合個別方式による記帳指導」に延74名（昨年99名）、「パソコンによる会計ソフトを利用した記帳指導」に延44名（昨年36名）、「説明会方式による記帳指導」に延27名（昨年14名）の参加者があった。

もうひとつの国の推進するe-Taxの利用者拡大に年間を通して、会員、役員、職員、業種部会等に1度ならず、2度3度の説明会等の実施をした。

住基カード取得者で電子署名を添付しe-Taxでの、確定申告送信者の会員にQ.U.Oカードのプレゼントを実施し、送信者42名であった。

残念ながら会員自身が自宅から送信した数については把握していない。

消費税課税事業者「簡易課税制度」「一般課税制度」の有利・不利の比較相談会。「パソコンによる記帳相談会」「手書き複式簿記相談会」を開催し、青色申告特別控除65万選択者の普及拡大に努めた。

都市型税制改正運動を（社）東京青色申告会連合会を通じて全国青色申告総連合に具申しているが進展がない。会員による固定資産税の軽減措置の継続の運動では

- ・ 商業地等に対する負担水準の上限引き下げ
- ・ 小規模住宅用地に対する軽減措置
- ・ 小規模非住宅用地に対する軽減措置
- ・ 新築住宅に対する軽減措置

上記4項目すべて平成20年度においても継続することに決定した。

本年も「会計ソフトによるパソコン教室」を夜間青年部に支援を仰ぎ実施した。

役員相談員は3月13日から17日まで4日間延べ16名に事務局支援をお願いした。

3. 事業・広報活動の展開

社団法人江東西青色申告会の認知度向上と社会貢献のため幅広い事業活動を展開し、10月20日の「江東区民まつり」に積極的に協賛した。

本年度は内容を変え、コロッケパンの販売、かき氷、ジュース等の模擬店を開設した。その収益金102,375円を11月16日に江東区社会福祉協議会に寄付した。

6月28日から30日まで（社）東青連企画の青色旅行「日本海の夕日とみちのくの小京都癒しの秘湯めぐり」を（社）向島青色申告会（社）江東東青色申告会と合同で参加した。

9月9日、10日に指導・税制委員会にも協力を仰ぎ、役員研修会を「三浦海岸」22名の参加者で実施した。

9月12日出発予定の海外旅行「世界遺産九寨溝・成都5日」については参加申込みがなかった。

12月2日から3日まで、全会員を対象に「南房総白浜研修旅行」を25名の参加者で実施した。会員相互の親睦を図るとともに、e-taxが本格的に指導することをふまえ、住基カードに関する目的や利用法などを研修した。